

香川県職業能力開発校条例の一部を改正する条例をここに公布する。
平成20年3月25日

香川県知事 真 鍋 武 紀

香川県条例第20号

香川県職業能力開発校条例の一部を改正する条例
香川県職業能力開発校条例（昭和42年香川県条例第28号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(名称及び位置) 第2条 略</p> <p><u>(授業料等)</u> 第3条 職業能力開発校の授業料、受講料、入学選考の手数料、入学金及び証明手数料は、香川県使用料、手数料条例（昭和27年香川県条例第2号）の定めるところによる。</p> <p>(委任) 第4条 略</p>	<p>(名称及び位置) 第2条 略</p> <p>(委任) 第3条 略</p>

附 則

(施行期日)

- この条例は、平成20年4月1日から施行する。
(香川県使用料、手数料条例の一部改正)
- 香川県使用料、手数料条例（昭和27年香川県条例第2号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前								
<p>(種別及び金額) 第2条 略 2 略</p> <p>別表第1（第2条関係） 第1表 使用料の部</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td>種別</td> <td>区分</td> <td>単位</td> <td>金額</td> </tr> </table>	種別	区分	単位	金額	<p>(種別及び金額) 第2条 使用料及び手数料の種別及び金額は、別表第1のとおりとする。 2 略</p> <p>別表第1（第2条関係） 第1表 使用料の部</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td>種別</td> <td>区分</td> <td>単位</td> <td>金額</td> </tr> </table>	種別	区分	単位	金額
種別	区分	単位	金額						
種別	区分	単位	金額						

1 略			
2 公の施設の使用料			
(1)～(3) 略			
(4) 高等技術学校	授業料 普通課程 受講料	1年度 略	118,800円 略
(5)～(36) 略			

1 略			
2 公の施設の使用料			
(1)～(3) 略			
(4) 高等技術学校	受講料	1人につき1コース	12,000円を超えない範囲で規則で定める額
(5)～(36) 略			

第2表 手数料の部

種別	区分	単位	金額
1～387 略			
388 技能検定合格証書再交付手数料	略		
389 高等技術学校入学選考手数料	普通課程	1件	2,200円
389の2 高等技術学校入学金	普通課程	1件	5,650円
389の3 高等技術学校証明手数料	訓練生であった者に係る修了証明書、在籍に関する証明書又は成績証明書	1件	400円
390 肥料登録申請手数料	略		
391～597 略			

第2表 手数料の部

種別	区分	単位	金額
1～387 略			
388 技能検定合格証書再交付手数料	略		
389 削除			
390 肥料登録申請手数料	略		
391～597 略			

(香川県使用料、手数料条例の一部改正に伴う経過措置)

3 改正後の別表第1 第1表 使用料の部 2 公の施設の使用料(4)の項(授業料に係る部分に限る。)及び別表第1 第2表 手数料の部389の2の項の規定は、平成21年度に高等技術学校の普通課程に入学する者から適用する。